

群馬県こどもの居場所づくりアドバイザー設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 こどもの健やかな成長には、大人や仲間と関わり合いながら、生きていくのに必要な知識や技術を身につけていく体験が不可欠である。

現在、さまざまな事情で放課後や休日等をひとりで過ごすこどもが増加し、各地域で家庭に代わって安心して過ごせ、大切なことを学べる居場所（以下「こどもの居場所」という。）が求められている。

そうしたこどもの居場所づくりのさらなる推進及び円滑な運営を図るため、群馬県こどもの居場所づくりアドバイザー設置事業を実施するものである。

(事業の要件)

第2条 こどもの居場所づくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の要件は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解している者
- (2) こどもの居場所を1年以上継続して開催している者
- (3) こどもの居場所の開設や運営に関して、適切な助言ができる者
- (4) こどもの居場所が抱える個別の課題や相談に対して、適切な助言ができる者
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(アドバイザーの活動内容)

第3条 アドバイザーは、アドバイザー支援を希望する相談者（以下「相談者」という。）からの相談内容に応じて、以下の活動を行う。

- (1) 各種相談の指導及び助言
- (2) 実地体験

2 前項（1）及び（2）の回数は、相談者1人当たり計5回を上限とする。ただし、こども食堂（食事の提供を含むこどもの居場所）、学習支援（学習の支援を含むこどもの居場所）及び遊び場等（適切な遊びや様々な体験活動を通じて生活習慣を身につけることができる事業や相談支援などを含むこどもの居場所）のいずれか又は全てのこどもの居場所

所を提供していない市町村において、その提供していないこどもの居場所づくりを実施するための相談の場合は、相談者1人当たり計10回を上限とする。具体的な活動内容については、アドバイザー及び相談者と事前に調整を行うものとする。

なお、1回あたりの活動時間は、1時間以上とする。

- 3 アドバイザーは、相談者に対し、第1項各号に掲げる活動のほか、電話やメールなどで任意に補足的な支援を行うものとする。

(委嘱手続き)

第4条 知事は、第2条に掲げる要件を全て満たす者のうち、こどもの居場所づくりアドバイザー就任意向確認書（様式第1号）により就任の承諾を得られた者をアドバイザーに委嘱する。

- 2 知事は前項の委嘱を行った者に対し、委嘱状（様式第2号）を交付する。

(委嘱の取消)

第5条 知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときには、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) アドバイザーから委嘱の取消の意思表示があり、やむを得ないと認められるとき。
- (2) アドバイザーとしてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (3) その他アドバイザーとしての活動の継続が困難又は不相当と認められるとき。

(委嘱期間)

第6条 アドバイザーの委嘱期間は、委嘱を行った日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(支援の手続)

第7条 相談者は、こどもの居場所づくりアドバイザー相談申込書（様式第3号）を知事に提出する。

- 2 知事は、提出のあったこどもの居場所づくりアドバイザー相談申込書を確認し、支援が必要と判断した場合は、アドバイザーと調整を行った上で、支援を決定する。

(支援計画書の作成)

第8条 アドバイザーは、支援の決定後、相談者にヒアリングを実施し、支援計画書（様式第4号）を作成の上、支援を決定した日から30日以内に知事に提出するものとする。

(支援実績の報告)

第9条 アドバイザーは、支援計画書に基づく支援を行った場合は、支援実績報告書（様式第5号）を作成し、支援を行った日の属する月の翌月10日までに知事に提出するものとする。ただし、3月分については、3月31日までに提出すること。

(謝金の支払)

第 10 条 知事は、アドバイザーから第 9 条に基づく支援実績報告書の提出を受けたときは、その内容を確認し、適切と認められる場合は、速やかに謝金を支払うものとする。

(謝金の額)

第 11 条 アドバイザーの活動に対する謝金の額は、1 回当たり 8, 0 0 0 円とする。

(個人情報の保護)

第 12 条 アドバイザーが本事業の実施に当たって知り得た個人情報は、アドバイザーの責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 アドバイザーは、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年群馬県条例第 76 号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 6 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

こどもの居場所づくりアドバイザー就任意向確認書

令和 年 月 日

こどもの居場所づくりアドバイザーへの就任について

承諾する ・ 承諾しない

（就任期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日）

住 所 _____
団体名 _____
氏 名 _____

※「承諾する」を選択した場合は、以下を記入してください。

謝金の支払い先

会 計 口 座	金融機関名		普通 ・ 当座	
	支 店 名		口 座 番 号	
	口 座 名 義	刀がナ		

こどもの居場所づくりアドバイザー 委 嘱 状

様

あなたをこどもの居場所づくり
アドバイザーに委嘱します
委嘱期間は、令和 年 月 日
までとします

令和 年 月 日
群馬県知事 山 本 一 太

様式第3号（第7条関係）

こどもの居場所づくりアドバイザー相談申込書

申込日 令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

1 申込者

団 体 名				
所 在 地	〒			
代 表 者	氏 名		電 話	
申込者の氏名	氏 名		電 話	
及び連絡先	メ ー ル			

2 支援を希望する内容

支援希望時期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
アドバイザー に相談したい 内容（具体的 に記入してく ださい。）	

3 こどもの居場所の実施内容（予定している内容を記入できる範囲でご記入ください）

居 場 所 種 類	☐ こども食堂 ☐ 学習支援 ☐ 遊び場等（内容 ）		
開始(予定)日	令和 年 月 日		
開 催 市 町 村		対 象 地 域	
主 な 対 象 者			
開 催 頻 度	月 回（毎月第 曜日・第 曜日）		
開 催 時 間	時 分 ～ 時 分		
利 用 料	こども： 円 大人： 円		
利 用 見 込	こども： 人 大人： 人		

※ 上記内容が記載された様式であれば、本様式に限らない。

アドバイザー氏名

支 援 対 象 者								
支 援 回 数	回（最大5回）							
支 援 方 法 (支援回数の内訳)	① 各種相談の指導及び助言				回			
	② 実地体験				回			
支 援 時 期 及び	1回目	令和	年	月	日（ ）	☐ ①	☐ ②	
	2回目	令和	年	月	日（ ）	☐ ①	☐ ②	
支 援 方 法	3回目	令和	年	月	日（ ）	☐ ①	☐ ②	
	4回目	令和	年	月	日（ ）	☐ ①	☐ ②	
	5回目	令和	年	月	日（ ）	☐ ①	☐ ②	
支 援 内 容								

※ 上記内容が記載された様式であれば、本様式に限らない。

様式第5号（第9関係）

支援実績報告書

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

アドバイザー氏名

支 援 対 象 者	
報 告 区 分	☐ 月報（ 月分） ☐ 完了報告（最終）

支 援 年 月 日	令和 年 月 日（ ） ： ～ ：
支 援 概 要	① 主な説明内容等 ② 主な質疑応答 ③ その他
自 由 記 載 欄 （備考や意見 等を記入）	

※ 枠が足りない場合は、枠を追加するか、別紙にて作成すること。

※ 上記内容が記載された様式であれば、本様式に限らない。